徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

定期第３３５号　令和３年６月１５日発行

目　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
４２６	森林管理重点地域の指定を解除するに当たり指定の解除の案を縦覧に供する件	スマート林業課
４２７	肥料の登録の有効期間を更新した件	農林水産総合技術支援センター
４２８	肥料の登録が失効した件	同
４２９	地籍調査の成果を認証した件	農林水産基盤整備局農山漁村振興課
４３０	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	農林水産基盤整備局森林整備課
４３１	基本測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課
４３２	公共測量を終了した旨の通知があった件	同
４３３	歳入の収納の事務を私人に委託した件	教育委員会

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
３５	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の５０分の１の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番　号	表　　題	担当課名
３６	地方自治法の規定による県議会の解散の請求，知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
３７	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の３分の１の数を告示する件	
３８	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第四百二十六号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第二項において準用する同条例第十四条第三項の規定により次のとおり告示し、令和三年六月十五日から同年七月十四日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和三年六月十五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　指定の種別

第二種森林管理重点地域

二　指定を解除しようとする区域

三好市井川町乳ノ久保五一九の二一〇から五一九の二一五まで、山ノ藤三六三並びに釜谷七二三一の一、七二三一の二、七二三三の一及び七二三三の二

三　縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号　七七〇－八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部スマート林業課森林企画担当

電話番号　〇八八－六二一－二四四九

徳島県告示第四百二十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年六月十五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県第四〇七号	蒸製毛粉	一三・〇蒸製羽毛粉	窒素全量　一三・〇	該当なし	徳島化製事業協業組合 徳島市不動本町三丁目一七〇四番地の一	令和九年五月二十六日

徳島県告示第四百二十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年六月十五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
徳島県第一九二号	甲殻類質肥料粉末	四・五水産動物質肥料	窒素全量　四・五 りん酸全量　一・五	該当なし	熊尾　正敏 小松島市堀川町四番二〇号

徳島県告示第四百二十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、徳島市長及び美馬市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和三年六月十五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　徳島市に係る地籍調査

1　調査を行った者の名称

徳島市

2　調査を行った時期

平成三十年度及び令和元年度

3　成果の名称

徳島市国府町南岩延及び北岩延の一部地区の地籍図及び地籍簿（国府八地区）

4　調査を行った地域

徳島市国府町南岩延及び北岩延の一部地区（国府八地区）

5　認証年月日

令和三年四月二十八日

二　美馬市に係る地籍調査

1　調査を行った者の名称

美馬市

2　調査を行った時期

平成三十年度及び令和元年度

3　成果の名称

木屋平字（市初）の地籍図及び地籍簿（木屋平二十五地区）

4　調査を行った地域

美馬市木屋平字市初（木屋平二十五地区）

5　認証年月日

令和三年四月二十八日

徳島県告示第四百三十号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和三年六月十五日から同年七月十四日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和三年六月十五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　指定の種別

第一種森林管理重点地域

二　指定をしようとする区域

三好市井川町乳ノ久保五一九の二一〇から二一五まで、釜谷七二三一の一、七二三一の二、七二三三の一、七二三三の二、山ノ藤三六三

三　縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課林地保全担当

電話番号　〇八八―六二一―二四五〇

徳島県告示第四百三十一号

国土地理院長から、令和二年徳島県告示第百八十七号（基本測量を実施する旨の通知があった件）で公示した基本測量を令和三年三月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月十五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県告示第四百三十二号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、令和二年徳島県告示第七百七十九号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和三年五月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月十五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県告示第四百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和三年五月一日次の事務を弁護士法人ライズ綜合法律事務所に委託した。

令和三年六月十五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）第七条の規定による奨学金の返還に係る当該返還金（知事が別に定めるものに限る。）の収納の事務

徳島県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年六月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一二、五二八人

徳島県選挙管理委員会告示第三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年六月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一七一、〇六三人

徳島県選挙管理委員会告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和三年六月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

選挙区名	数
徳島	七一、五八八人
鳴門	一六、一八二人
小松島・勝浦	一二、六三五人
阿南	二〇、二六一人
吉野川	一一、五三八人
阿波	一〇、四四八人
美馬	一〇、六七三人
三好第一	七、二九七人
名西	八、七二四人
那賀	二、三七三人
海部	五、七四六人
板野	二七、三二七人
三好第二	四、〇〇三人

徳島県選挙管理委員会告示第三十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年六月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

一七一、〇六三人